

2 経営第 2416 号  
令和 2 年 12 月 21 日

地方農政局経営・事業支援部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿  
都道府県農政主務部長  
一般社団法人全国農業会議所会長

農林水産省 (※1) 経営局農地政策課長

公共事業により買収された農地等の代替としての同等の面積の農地等の権利取得について

このことについては、令和 2 年 12 月 18 日に閣議決定された「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件（3 条 2 項 5 号）を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）18 条）を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和 2 年度中に周知する。」とされました。

これを踏まえ、農用地利用集積計画の作成・公告及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積について、下記のとおり通知します。

また、農業委員会による本下限面積の設定については、別途、農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html>) にて周知していますので、御了知の上、関係事務の適正な処理をお願いします。 (※2)

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知いただくようお願いします。 (※3)

(施行注意)

- ※1 地方農政局経営・事業支援部長宛てには、記載しない。
- ※2 地方農政局経営・事業支援部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び一般社団法人全国農業会議所会長宛てには、「御了知願います。」とする。
- ※3 地方農政局経営・事業支援部長宛てにあつては、「なお、貴局管内の県（関東農政局経営・事業支援部長宛ては「都県」、近畿農政局経営・事業支援部長宛ては「府県」）農政主務部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。」とする。

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てにあつては、「なお、沖縄県農政主務部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。」とする。

一般社団法人全国農業会議所会長宛てにあつては、「なお、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条第 1 項に規定する都道府県機構に対しては、貴職から通知いただくようお願いします。」とする。

## 記

公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をしようとする者は、当該農地等の権利取得後、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積（北海道 2 ヘクタール、都府県 50 アール。以下「下限面積」という。）に達する面積を経営する必要があります。

他方、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市町村が農用地利用集積計画を作成し、同法第 19 条の規定に基づき公告したときは、その公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより、農地等の権利取得をしようとする者に対し、利用権の設定等（同法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）がなされます。

農用地利用集積計画による利用権の設定等については、農地法第 3 条第 1 項第 7 号により同条第 2 項各号の規定の適用を受けないことから、下限面積を満たす必要はありません。

このように、農地等の権利取得をしようとする者が当該農地等の権利取得後、下限面積に達する面積を経営することとならない場合であっても、市町村が、農用地利用集積計画を作成・公告することにより、公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることが可能です。